

札幌市子ども・子育て会議委員からの意見に対する札幌市の考え方

【地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について】

No.	対象事項	意見の概要	意見に対する札幌市の考え方
1	小規模保育 家庭的保育	家庭的保育と小規模保育（A・B・C型）が、現行の保育ママ（居宅・グループ・団体法人）からどのように分類されているのかわかりにくさを感じた。	国の想定では、保育ママ1名の居宅型は家庭的保育事業、2人一組のグループ型は小規模保育事業C型に該当します。 ただし、現行の札幌市のグループ型保育ママは、保育士資格を有していることが要件となっているため、保育士割合が1/2以上の小規模保育事業B型の基準を満たすこととなります。 なお、26年4月開始予定のNPO法人等が雇用する家庭的保育者が3人一組で保育を行う事業も、グループ型と同様の理由で小規模保育事業B型の基準を満たすこととなります。
2	小規模保育 （保育士割合）	B型の保育士割合は1/2以上（保育士以外は必要な研修）となっているが、すべて保育士であるべき。	現在、札幌市の委託事業として保育を実施している、保育士資格を要件とする保育ママ2人一組の家庭的保育事業（以下「グループ型」という。）は、保育士割合が1/2以上となっておりますが、必要な研修の実施の他、連携施設からの支援、保育ママから保育士資格を有しない従事者への指導を行うこと等により、一定の質が確保された保育を実施できていると判断しています。
3	小規模保育 （保育士割合）	小規模保育事業の保育従事者に占める保育士の割合を下げることに反対。子どもの安全、健全な育ちという観点から非常に問題があるし、保育士資格の価値の低下につながり、保育のなり手がさらに減少するのではないかと。	B型及び1人以上は保育士とするという上乗せを行うC型においても、グループ型と同様の支援・指導体制とすることが可能であり、一定の質を確保できることから、保育士割合については、B型は国基準どおり、C型は国基準に上乗せした基準としています。
4	小規模保育 （保育士割合）	札幌市としてA型を基本として進める事は評価できるが、B型・C型においても質の確保の検討していただきたい。特に、保育従事者の保育士割合基準においては、（認可外でも1/3の確保）上乗せとして8割の有資格者とし、保育士比率が上昇した場合に公定価格を引き上げ、C型において1/2とするのが良いのでは。但し、資格のない保育士においては、乳幼児期の質の高い保育・教育を提供するための研修は必須。どの程度の研修を必要とするのかしっかりと明記し、実施義務としていただきたい。	また、国は研修について、現行の家庭的保育者に対する研修の内容を踏まえた上で、見直していくとしています。 なお、本市は、保育の質をより高いものにするという観点から小規模保育事業の中ではA型が最も望ましいと判断しており、保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合には、A型を基本としたいと考えています。
5	家庭的保育 （基準全般）	基準案に関しては原案に概ね同意する。	
6	家庭的保育 （食事の提供）	居宅型保育ママ、0～2歳児5名を2人の保育士で保育し、かつ自園調理の給食提供は困難かと思われる。札幌市の質の高い保育ママ制度を維持していくためにも、保育士が保育に専念できる体制づくりが必要と思われる。市として地域型保育事業の現場を把握する意味でも、市の管理栄養士が給食の質の確保のための管理指導を担い、（経過措置も含め）安定した自園調理・提供ができる体制（保育士・調理員の加配等）が必要だと思う。	国は、保育に専念できる体制づくりについては、給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されることから、家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて、今後、公定価格の議論の中で検討していくとしています。 また、給食の質の確保については、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設等の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応も含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるとしています。

札幌市子ども・子育て会議委員からの質問に対する札幌市の回答

【地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について】

No.	対象事項	質問の概要	質問に対する札幌市の回答
1	小規模保育	小規模保育事業について、「A型を基本としたい」というのは、具体的にどのような趣旨か。	保育の供給量や方法を決定する子ども・子育て支援事業計画において、保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合は、A型を優先して実施することとしたいと考えております。
2	小規模保育	さっぽろ保育ルームはどの型に該当することになるのか。	さっぽろ保育ルームは、一定の基準を満たした認可外保育施設を札幌市が認定し、運営費の一部を補助している施設です。子ども・子育て支援新制度において施設型給付又は地域型保育給付の対象となるものではありませんが、認定を受けている施設は、今後、認可保育所や小規模保育事業者へ移行し、給付の対象となることを想定しています。
3	居宅訪問型保育	札幌市は居宅訪問型事業は行わないと聞いていたが、基準は定める必要があるのか。	児童福祉法に規定されている事業については、実施の有無にかかわらず全て基準を定めることとなっています。なお、居宅訪問型保育事業は、現時点では実施を予定していませんが、ニーズ調査の結果を踏まえて必要に応じて対応を検討したいと考えています。